

古史通

三

大政官文庫			
	二	和	
	五	書	
	九		
四	八		
冊	函	號	門

內閣文庫			
	二	和	
	五	書	
	九		
四	八		
冊	函	號	類

內閣文庫		
番號	和	11597
冊數	4 (3)	
函號	141	203



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

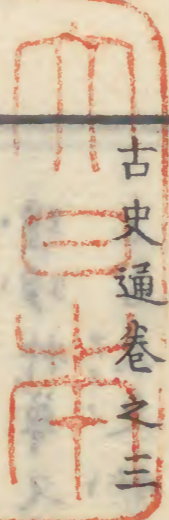
Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



古史通卷之三



筑後守從五位下源朝臣君美撰

天照大神天忍穗耳尊の尊免に高皇產靈神此女栲幡千千

姫命と納めて其妃となされ天照國照彦天火明櫛玉饒速

日尊天饒石國饒石天津彦彦火瓊瓊杵尊二柱の皇孫生を

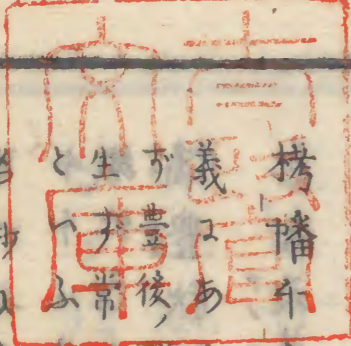
まに 旧事紀子 據きり

栲幡千千姫ハ思兼神の妹也 碁疏子ハ栲ハ木名也去ッ

義ハあうん手繰といふに速見郡柳郷乃中に栲樹多

生ハ豊後國風土記より木綿と云ふ由布郷と云ふり又倭

名抄ハ綿ハ讀ミ由布といふ栲樹又ハ木綿といふ上



古史通 卷之三 一貫堂

古の俗其樹の皮をけりて白練と緯入布を織る白木綿
 といふ所の即これ也と纂疏に緯ハ讀乃機乃と云
 千千ハ萬の數なり機杼の多きをいふ女功の重又ハ萬
 織仕を本と云ふ故に取て名とす也と云ふ又ハ萬
 幡豊秋津師比賣とも萬幡姫とも栲幡千千姫萬幡姫命
 と云天萬栲幡千千幡姫とも申す日本妃讀で美賣といふ
 御女といふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
 栲玉鏡速日尊又ハ天火明命とも天照國照天火明尊
 と云鏡速日命とも膽杵磯丹杵穗命とも旧事紀火明命と
 も神鏡速日命とも録姓氏申す天鏡石國鏡石天津彦彦火
 瓊瓊杵尊又ハ日子番能邇邇藝命とも古事記火瓊瓊杵尊
 と云天之杵火火置瀨尊とも天杵瀨命とも申す日本書紀注

皇孫やを舊事紀に天照大神高皇產靈尊相共ま生む所
 なるがゆゑに天孫といひまゝ皇孫と稱すと云ふと云ふ
 まり神代卷に天照大神の孫なるがゆゑに天孫とい
 ことと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
 萬幡姫兒玉依姫命此神天忍骨命の妃となりて天之杵
 火置瀨尊を生まゆ一つ名勝速日命の兒天大耳尊
 此神丹鳥姫を娶りて兒火瓊々杵尊を生まゆとみえと
 り此説みよれば忍穂耳尊の妃ハ栲幡千千姫ハま
 まさハ栲幡千千姫の御女とてまゝまゝ也と云ふ瓊々杵
 尊ハ忍穂耳の御子とてまゝまゝとて御孫とてまゝ

まんなり纂疏の上、古之事傳聞を得ぬまばいと決
すべうらんをえなかり然るを萬幡姫、兒玉依姫と申は
を一人の御名なり天大耳尊と申すも忍穂耳尊の一名
母下おちし丹鳥姫ハこれち拷幡千々姫なりと
いふ説あり神代卷抄本文すでに分明也多言を費すべう
此纂疏の説其義正したる似たりとべて此等の事ども
其疑を闕く母ハさうなり

初天照大神命コトノミたよみ豊葦原中國ハ我御子正哉吾勝々
速日天忍穂耳尊の所知之國シラサシと言コトヨク依し賜ひ高皇産靈神ハ
百萬神を會へく其國神を言コトケ趣しめすことを議りたるに

天穂日命をく國體クニサマをえせしえられ天國玉神之子天雅
彦ヒコ天之麻加古弓天之波々矢を賜りて遣されささうら
天雅彦八年まつころで復命カヘコトよとさば無名雉をつら
ハてその由を問ハしちしめ此神天雅彦がため
射られつら経津主武御雷の神等としてその國を平定
せりられしにむよび大國主神其子事代主神並その國
を避り奉まり二柱乃神等諸不順國神と誅伏せ天日昇り
て復命カヘコトをすつ一節此一節下の一節を通りて日本書紀ハ
節としてわ一節とくその文長きうゆふに此ハ二
大國主神其子事代主神等並其國を以て天孫乃をめ

に^{サケマツ}避奉^ルれ^一々^一舊事紀古事記日本書紀並^ニ延喜式神
賀詞^ハに^ニ見えし^ニ所各異同^ハり^テその^ノ文亦長し^ニ其大要
を^ト撮^リて^テあ^ラに^ニ注^ス天照大神之命^ト以^テ豊葦原^ト千秋^ト
長^ナ五百^ノ秋^ノ長^シ之水^ノ穂^ノ國^ニハ^ニ我^ノ御^子之^ノ居^ルる^ルべき^ニ地^也と^テ言^フ
依^リし^テ賜^ヒ天^ノ降^リし^{コト}ま^ヒき^テあ^ラに^ニ天^ノ忍^穂耳^尊天^ノ之^ノ浮^橋
多^ク々^々志^シて^テ豊葦原^ノ之水^ノ穂^ノ國^ハ伊^多久^佐夜^藝有^邪理^リ
と^テ言^フひ^テ還^上り^ク降^リま^スる^ル状^ヲを^テ陳^スマ^ヘリ^豊葦^原
私^記ニ^テ據^ルに^テ此^ノ國^ハ肥^饒豊^富之^ノ國^也欽^肥美^之地^ニハ^ハ
葦^草多^ク生^ズる^ルゆ^ニ私^記ニ^テ千^五百^とい^フハ^古一^ハ極^多
秋^長五^百秋^長と^ハ私^記ニ^テ千^五百^とい^フハ^古一^ハ極^多
之^ノ數^トす^ル由^ヲ又^ハ私^記ニ^テ千^五百^とい^フハ^古一^ハ極^多
ハ^瑞穂^國と^モある^ルされ^ル纂^疏ハ^遠く^長久^之秋^必ら^ズハ^瑞
と^テ言^フひ^テ還^上り^ク降^リま^スる^ル状^ヲを^テ陳^スマ^ヘリ^豊葦^原

之^ノ稲^穂と^テ得^ルむ^クを^テ指^ス也^ト又^ハ白^ムれ^ドも^ハ古^事記^並
ニ^テ延^喜式^神賀^詞ニ^テハ^昔々^々水^穂國^ト又^ハ私^記ニ^テ千^五百^とい^フハ^古一^ハ極^多
地^ノの^ノ稲^穂ニ^テ宜^シき^ニを^テ稱^ス言^フハ^異也^ト此^レハ^水穂^國と^モ
所^ハも^前に^ハ又^ハ私^記ニ^テ千^五百^とい^フハ^古一^ハ極^多
て^ハなる^ルに^ハ伊^多久^佐夜^藝有^邪理^リと^ハ伊^多久^佐夜^藝有^邪理^リ
い^ハふ^ルが^ハと^シ伊^多久^佐夜^藝有^邪理^リと^ハ伊^多久^佐夜^藝有^邪理^リ
れ^ハ争^ヒて^テ騒^ギ亂^スき^シの^ノ謂^ハなる^ルに^ハ伊^多久^佐夜^藝有^邪理^リ
穂^耳尊^此國^ニ天^ノ降^リま^スる^ルに^ハ伊^多久^佐夜^藝有^邪理^リ
還^上り^クこ^トま^ヒて^テ高^天原^ニ也^ト也^ト
高^皇産^靈神^天照^大神^ノ命^ヲ以^テ天^ノ安^河之^ノ河^原ニ^テ八^百萬^ノ
神^ヲ集^メて^テ思^兼神^ニ思^ハり^て此^ノ豊^葦原^ノ之水^ノ穂^ノ國^ハ我^ノ御^子
子^ノの^ノ志^ヲさ^ラむ^ク國^ト言^フ依^リした^マへ^ル國^ナり^おり^ふ此^ノ國^ニ
ニ^ハ道^速振^荒振^國神^等多^クふ^らる^ルん^いづ^キ此^ノ神^ヲを^テ

古史通 卷之三 四 貫堂

言趣しめんと事問ひきはふと思兼神及び八百萬神議り
 て天、穗日命をつらうんべしと申す天之安河ハ前又え
日本書紀注にハ残賊強暴横行之神の字を假用ひくれ
たり曰説ハ道速振とハ荒振神といふべきとめ詞
なりとも思ふことりハ其国津神の強暴なることとを称
せし上古の俗語なり言趣とハ説き降ひなどつ
 ぶごとくたり天、穗日命ハ前に又えこり天、忍穗耳尊の
 御牙ともまごハ御兄とも申也これハ高皇産靈神の天
 照大神の命によりたまひ八百萬神を以て葦原中、国の
 國津神等と説降せしむべき神を撰むしやうせし小諸
 神等天、穗日命を以て
 薦申さき一なり
 されちち天、穗日命を以て彼國に降し遣されしに三年
 又至るまで復命さん日命をつらうんに大己貴神又婿
附て三年新垣の三熊之大人
此後其子大背飯の三熊之大人

をつらうんを以て其父又頃てつらうん天、穗日命
 延喜式出雲國造神賀詞を見るに此時天、
 穗日命を國體にせしつらうんハ返り事申す已命の
 子天、夷鳥命布都奴志命を副て天降しつらうん荒
 布留神等を撥平け國作りの大神をも媚鎮めて大八島
 の國乃現事避したまひたと思えたりさうら天、穗日
 命つひに復命せざるみちありそのつらうん還るに及
 びずし天、雅彦をバつらうんハさしなるべし國造大己
 貴神事避しし時に天、穗日命を以て其祭祀を主らし
 められし事ハ舊事紀日本書紀に又えたり此神の
 父子其國神ハ媚附てつらうん復命のみなうらうんハ
 乃祭祀乃事言依したまふべき義あり國造之大神
 をも媚鎮しなむとよりて其神ハ媚附て復命せ
 しことと又えたりを以て亦使すべき神を諸神等
 に問ふつらうんハ思兼神おらむえりて天津國玉神の
 子天、雅彦をつらうんハすべしと申されハ高皇産靈神、天、雅

疾を天之麻迦古弓天之波波矢を賜りて遣さる此神其
 國は降り到りてまれりち大國主神の女下照比賣を聚
 り又其國を得んことを謀りて八年に至るやぐり
 ぐと申さば天津國玉神ハ天書ヨハ天みて玉と掌れ
 し常陸國茨城郡主玉神社といふりの或ハ此神を祭る
 所なるみち天雅彦とてハ天若日子と云るせり天之麻
 迦古弓ハ旧事紀日本書紀ホハ天之鹿弓と云るさ
 せ釋日本紀ニ鹿子と射ると以て此名を得るのより
 えきりちうると麻迦古弓といひハ上古の語ニ麻と
 いひ御といふゆれ尊尚の謂と云えさる天波波
 矢ハ旧事紀日本書紀ニ天羽矢と云るされしを秋日
 本紀ニ鳥の羽と以て波久矢也と釈し纂疏ニハ鳥羽
 ふハ一隻の義也と云ゆれ也といふれども旧事紀ニ又天羽
 弓といふゆりのあり鳥羽コトより此名ありと云る
 もいふゆりあり給て天雅彦を降さる時ニ高皇產靈神
 弓矢をかりて給て天雅彦を降さる國神の時ニ高皇產靈神

ハ撥平とべきを言依し賜ひしと云えさる大國主神
 女又名ハ高姫と云る雅國玉と申せしと云る舊事紀
 りと云るハ高姫と云る雅國玉と申せしと云る舊事紀
 國東生郡比賣許曾神社ハ此神を祭る所也と云る舊事
 記ニ云るに此説のこゝと云るハ心得られぬこれハ最初
 天徳日命をして葦原の國神と言趣しあはれしハ天雅
 よどかへりてと申すに及むる言依しはあはれしハ天雅
 彦をして其國神と撥平と云る言依しはあはれしハ天雅
 此神其大國主神の女を娶りてつうる彼國を得んこ
 とを誅りてかへりてつうる彼國を得んこと天
 雅彦の久しく留まればと問ハしめむるを問わす
 ひは諸神及び思兼神答へ奉りて雉名鳴女つうひす
 べしと申し其雉飛降りて天雅彦の門乃湯津楓樹の上

古史通 卷之三 六 賢堂

記す也天使射とりし事をのりちと云るんべきごと
矢にそれよりさた下され 雉と鳩との事を發遣すと
しと又名さきども傾使とつふハ頻りに使を發遣すと
いふも也と又ゆむバたゞ一度の使の事のとを去るし
さうバ回事紀と云るされし所其義を得きりとつべ
し雉名鳴女ハ回事紀と云るされし所其義を得きりとつべ
さうバ回事紀と云るされし所其義を得きりとつべ
音ともいひハ女神とありし無名雉とももるされり
てハ羅と又我國乃文の體也湯津とハ美称也楓ハ讀で可
豆ハ桂の字と誤る由公望私記とハ杜木と云るさるこ
ハ回事紀日本書紀と天探女と云るさるさるさるさる
疾の侍婢也と注せしりつあさるさるさるさるさる
と云るさるさる今もさし出て物つあさるさるさるさる
前ハ此事に今もさし出て物つあさるさるさるさる
紀曰本書紀ハ桑有施讀と久知奈之とつふハ樹名也回事
の此也私記了ハ或説と引て天香山の施木と採て弓を

造るなりこれと天鹿兒弓とハカと又えりいふ
ささき天之久矢ハ日本書紀注ハ天鹿兒矢と云
ち前加久といひ加古らハ古弓也波士ハ樹名也回事
紀古事記日本書紀ハ徹て逆又天又射上せしと又えり
元集引き一書ハ天雅彦の射上せしと又えり
矢中りて上報す也又えり天雅彦の射上せしと又えり
ハあは其矢又中りて天子還り上りて其田を報申
せし也と云る矢の天雅彦の射上せしと又えり
きためハ其返矢の天雅彦の射上せしと又えり
よらり天雅彦の死せしと云る天神の返ハ死すといふ
終りて死せしと云る天神の返ハ死すといふ
延喜式の祝詞乃中ハ天若彦と高津射の死ハ依り
て立ち處ハ身七きと云る返矢又其死ハ人時
妖鳥乃怪ありしと云る返矢又其死ハ人時
し矢を以ておきを反す時ハ必し返矢又其死ハ人時
此故にこれと畏るへしと纂疏ハ又えり射人ハ人時

古史通

卷之三

二頁堂

二頁堂

乃ちとハ前かくて天雅彦の妻下照比賣の哭声風響
又ススとくハ前かくて天雅彦の妻下照比賣の哭声風響
天に聞えしうむ天にある天雅彦の父天津國玉神及
びその妻ノ子降り來りて其處ニ喪屋を作りて哭悲しひ
りり此時阿治志貴高日子根神到りて天雅彦の喪を弔
ひし天雅彦の父よりその妻皆その手足より懸り
る我子ハ不死有邪理我君ハ不死坐邪理とりひて哭悲
しそ阿治志貴高日子根神其死人ニ比糺すを怒りて
佩せる斗掬劍を按てその喪屋を切り伏せ足を以て蹶
放ちて遣る美濃國藍見河之河上にある喪山とつ子と
の此也其切きる大カの名ハ大量とりひまてハ神度斂

やもいぬ阿治志貴高日子根神飛去りし時その妹下
照比賣命其御名をあるハとんことをおひて歌作りこ
りき
阿米那流夜游登多那婆多能宇那賀世流多麻能美須麻
流美須麻流通阿那陀麻波夜美多通布多和多良須阿治
志貴多迦比古泥能迦微曾也此歌ハ夷振也下照比賣の
えしとりのりこき又其を神にすべきこめの文也天
雅彦の父と妻との天降りてその所ニ喪屋を作りて
いハ古事記に尺え所也これハ天雅彦乃死せし所
小就て喪屋作りしなり神名式ニ出雲國出雲郡
杵築神社子天若日子神社ありこれの殯歛之所なる
又ヤ又後又其神をひつき祭する所なるもあるべし
旧事紀日本書紀おまハ其父の神疾風をして其柩を天
又事紀日本書紀おまハ其父の神疾風をして其柩を天

下の五字ハ見えぬ此歌の意ハ天ノ在る所ノ如ク頸にか
く玉乃御締の玉此甚早く見えたり乃ごとく
ニタ谷ヲ照リわくまのハ阿治志貴高日子根の神みおえ
しおた玉早也玉の穴より義なるべし阿那陀麻波夜
美ハ穴玉也なとりひしはくろえろわん夷振ハ日本書
紀注ハ夷曲とあるとれこり纂疏ハ猶云夷歌と注せ
り振とハ古今集のうとれ中に近江振などりよとの
おとくまたとへバ古詩の風
體のごとくにもあるべし

あゝにおひて天照大神まこりぐま此神をうつうまさる
づきや思兼神及び諸神等に詔しちまひに天安河の河
上れ天石室に坐を名ハ伊都之尾羽張神これつうんべ
しをし又此神はあろずハ其神之子建御雷之男神ちれつ
のちんづ又其天之尾羽張神ハ逆ハ天安河の水を塞上

て居て是他神行事をえり特又天迦久神に問しむべしと
答申すまれち天迦久神をつうんべしに天之尾羽張
神恐こし仕奉らん然れども此道み我子建御雷神をつ
うんづしを答へ申してすれち貢奉る高皇産靈神更
に諸神等を會へて葦原中國につうんべしを問ひ
まよひに磐裂根裂之子磐高男磐高女乃生めるところ
經津主神これよけんと申すまれにゆりて武御雷神と經
津主神は副つうんべしを一つにハ天鳥船神を武御雷神
副つうんべしを一つにハ天鳥船神を武御雷神と經
津主神は副つうんべしを一つにハ天鳥船神を武御雷神
と經津主神は副つうんべしを一つにハ天鳥船神を武御雷神

書紀よハ武御雷神を經津主神と副てつらハされしと
又えて又その注の一書ハ武御雷神及び經津主神を
つらハ天穗日命其子天夷鳥命ヲ延喜式子又ハ神賀詞
しつらハ世しと又ハ天夷鳥命ヲ布都怒志命を副て天降
日事紀の文よハ武御雷神ハ高木神のえらちせくま
せとす此の所ハ經津主神ハ葦原の国神と撥平け
ひ所也此度の使ハ其軍をひきあはせたりて諸神
うるべきこめなまは其軍をひきあはせたりて諸神
なほ多うるべしおのの傳ふる所によりて異同
ありと又ハこりて伊弉諾伊弉册二神の生ハす神の名
古事記によリに伊弉諾伊弉册二神の生ハす神の名
鳥之石楠船神又名ハ天鳥船神とハ云ふ但し式の神
賀詞ハよハ天夷鳥神ハ神名式又出雲國出雲郡杵築
大社ヲ神阿麻能比奈等理神社アリコレをねり此神
をいつも祭ヒる所と又ハ伊都之尾羽張神ハ此神
事紀によリ血の湯津石村に走りつきたまひし時鋒の鐔よ
と天尾羽張神とハ湯津石村に走りつきたまひし時鋒の鐔よ
神とハ湯津石村に走りつきたまひし時鋒の鐔よ

も燖速日神とを槌速日神ともいふと又ハ日本書
紀ハ天石窟ヲ任めり神稜威雄走神之子蹇速日神之
子燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神燖速日
紀の訓ハ燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神
神の父ハ燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神
神之子ハ燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神
旧事紀ハ燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神
時ハ生れぬし御子に燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神
此ハの事ハ武御雷神とハ健御賀豆智とハ日本紀ハ武御
事紀ハ武御雷神とハ健御賀豆智とハ日本紀ハ武御雷神
とハ健御賀豆智とハ日本紀ハ武御雷神とハ健御賀豆智
所ハ字ハ豊布都神とハ申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
都神とハ豊布都神とハ申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
かり又ハ春日の社第一殿ニハ武御雷神とハ健御賀豆智
きり又ハ春日の社第一殿ニハ武御雷神とハ健御賀豆智
ふ所ハ武御雷神の事ハ申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
ふ所ハ武御雷神の事ハ申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
とハ武御雷神の事ハ申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
とハ武御雷神の事ハ申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
仕奉るべしとハ武御雷神の事ハ申す常陸國鹿島郡鹿島神宮

進らせし也磐裂根裂神ハ旧事紀日本紀注ハ
垂る血湯津石村ニ走り就きてなりし神名磐裂根裂神
とつ小とススリ経津主神ハ布都怒志神とも
旧事紀ヨリ下總國香取大布都怒志神とも
齋之大人神とも號すとハ此神東國檝取地主とス
えさり延喜式ヨリ香取又坐を伊波比主命とス
あきさる経津主神の別號なりし此神又春日社第二
殿ヨリイフ
き祭きり

武御雷等の神出雲國伊耶佐の小濱に降り到りて高木神
の命を以て大國主神と問て汝乃宇志波祁流葦原中國ハ
天照大御神詔して我御子此知らん國と言依し賜ふ汝心
いむとハ小大己貴神此神等の來りし事必らん我處
來きるふもあさる事と疑きてゆるされざ二柱の神其

十掬劍を拔て逆又浪穂ハ刺立る劍の鋒ニ踞坐して天神の
命を以て此二柱の神と問て此國を馳除平定む汝意いり又
避おつるづヤ否やと問ゆ大己貴神我ハ得申さし我子
ハ重事代主神これ申すべしや答へ申さる此時又其子事
代主神ハ鳥遊し魚釣て御火之崎又出行しを天鳥船神と
つありて徴來るしやて問わさふに事代主神其父の神
又報をるに恐こし此國をバ天神の御子に立奉りしと申し
訖りて隠きぬぬにありし所ハ古事紀並又旧事紀ヨリ
成して隱きぬぬにありし所ハ古事紀並又旧事紀ヨリ
紀ヨリ五十田狹之小濱と云るさるの處所未詳大國
主神すれぬち大己貴神なり汝が宇志波祁流とハ宇志

日本紀より大人と云ふに大人と云ふは威福盛なり此より人なりと
いふと注せしむるに大人と云ふは威福盛なり此より人なりと
纂疏より久しき所なり其帯領なる所也此國ハ大己貴神乃造らる
のぶとく其帯領なる所也此國ハ大己貴神乃造らる
也劍鋒又踞坐しとハ二柱の神乃威靈ありし由をいふ
阿治志貴高日子根神の弟也神皇系圖ハ大己貴神ハ座の中
長事代主神坐し式小よるに神祇官御巫祭神八座の中
代主神社と又高市郡高市社ハ此神といつき祭るなり旧事紀
ハ倭國高市郡高市社ハ此神といつき祭るなり旧事紀
崎と云ふ注さるる前書又三津之御前又作きハ誤るなり熊野諸
日本書紀注の書又三津之御前又作きハ誤るなり熊野諸
手船を以て使者縮背脛を載せ天鳥船神をよるハ誤るなり熊野諸
國風土記又神をよるに上古の時又熊野と名付る所ハ伊予

アと云ふ注せしむるに大人と云ふは威福盛なり此より人なりと
いふと注せしむるに大人と云ふは威福盛なり此より人なりと
纂疏より久しき所なり其帯領なる所也此國ハ大己貴神乃造らる
のぶとく其帯領なる所也此國ハ大己貴神乃造らる
也劍鋒又踞坐しとハ二柱の神乃威靈ありし由をいふ
阿治志貴高日子根神の弟也神皇系圖ハ大己貴神ハ座の中
長事代主神坐し式小よるに神祇官御巫祭神八座の中
代主神社と又高市郡高市社ハ此神といつき祭るなり旧事紀
ハ倭國高市郡高市社ハ此神といつき祭るなり旧事紀
崎と云ふ注さるる前書又三津之御前又作きハ誤るなり熊野諸
日本書紀注の書又三津之御前又作きハ誤るなり熊野諸
手船を以て使者縮背脛を載せ天鳥船神をよるハ誤るなり熊野諸
國風土記又神をよるに上古の時又熊野と名付る所ハ伊予
アと云ふ注せしむるに大人と云ふは威福盛なり此より人なりと
いふと注せしむるに大人と云ふは威福盛なり此より人なりと
纂疏より久しき所なり其帯領なる所也此國ハ大己貴神乃造らる
のぶとく其帯領なる所也此國ハ大己貴神乃造らる
也劍鋒又踞坐しとハ二柱の神乃威靈ありし由をいふ
阿治志貴高日子根神の弟也神皇系圖ハ大己貴神ハ座の中
長事代主神坐し式小よるに神祇官御巫祭神八座の中
代主神社と又高市郡高市社ハ此神といつき祭るなり旧事紀
ハ倭國高市郡高市社ハ此神といつき祭るなり旧事紀
崎と云ふ注さるる前書又三津之御前又作きハ誤るなり熊野諸
日本書紀注の書又三津之御前又作きハ誤るなり熊野諸
手船を以て使者縮背脛を載せ天鳥船神をよるハ誤るなり熊野諸
國風土記又神をよるに上古の時又熊野と名付る所ハ伊予

カヘラしとの義有り青柴垣とハ青柴と以て藩籬とつ
くるなり屋舎とらふるありとと纂疏ハ多きなり
あゝにやひて二柱の神今汝の子事代主神ハ如此申しぬ
おと申さへき子やあると問ふ大國主神答へくわく我子
まゝ建御名方神なりあれを除てハやいと申さるるめ
しあどにその建御名方神手未ハ千引の石を撃け來りて
誰ぞや我國を來よして忍びおのびに物のつらゆををし
その力競せんとおおはさば我ら共御手を取らむとい
てさみあめて手を取るに立氷は取成し又劍の刃は取
成して懼き退を其手と乞歸して若葦を取ることく握

りて投離きバ多れりち逃去を追往は神料野の國羽の
海は迫到りて殺さんとまゝに及びて建御名方神恐こみ
を申し莫殺しとまひて我此地を除て他所はゆうド又
我父大國主神の命は違は我兄八重事代主神之言は違
は此葦原中國ハ天神御子之命のまに
これハ古事記并に加事紀よりしてさる所なり健御
名方神は健御號が富命ともいふ大己貴神の子
事代主神の第なり加事紀よりして信濃國諏訪郡諏
方神社は坐すといふ也千引の石ハ前又又えり極め
郡南に美神即ち此也氷の石ハ前又又えり極め
て大なる石をりたり立氷は義なり致さる上古の
俗は刀を比とひ比衣といふ立氷讀て多知比とる
て大刀と刀といふもあるは若葦は對しぬる詞なり木
字ハ木の字と誤るるや若葦は對しぬる詞なり木



とやすへしといふ人あれと善本を得られぬやま
字をあらうなりて解しふと記ゆゑにまづあま
叙するごとくかくのおと若輩ハ葦の嫩きなり我國の
俗弱を若と入ニ字其声同しきなり若の字と假り
て弱の字となし用ゆる四事紀古事記の書に尺
し所すをばかくのふとをわれをの由り來る所久し
きなり是建御名方神牛引石と手末又撃しといひ二神
の手と大以刀劍と取成せしなりといふこと此
事紀の俗言嗣きしやるなりと不衣たりとれと又
旧事紀は建御名方神の手と乞歸し投離らるハ二神
の中つづきの神とつづきと乞歸し投離らるハ二神
の疎漏なりなり古事記ハ建御雷神又天鳥船神を副
てつらハされしと又えり建御雷神又天鳥船神を副
きしと投離らるしと建御雷神とつづきと乞歸し
ハ今神科野の國ハ即今の信濃國なり川羽の海
二柱の神更に還り來りて汝の子等二柱ハ天神御子の命
のまに違ふことならんと申し記ぬ汝の心つうへと

大國主神又問ふ我子等すでにちくがひ申しつ我ま違
つじ此葦原中國ハ命のよに獻る我子等百八十神ハ
まれりち事代主神ハ御尾前となりて仕奉らば違ふ神ハ
あろじり我防禦ありのバ國內諸神必らばかぬが防
禦てむ今我避り奉る誰の順をぬののゆむやと申給ひ
その國平し時杖りし廣予を以て二柱の神を授りて我此
矛をりちて國を治めつらよ功成せることあり天御子也
し此矛をりちて國を治めたりがかなる平安ありま
さむ今我ハ百不足八十隄又長く隱きて侍らむといひを
よりて遂はかくれまはこれ旧事紀日本書紀よりしてし

古史通 卷之三 〇十六

大己貴神の命又隨ひてその國を避けたりなり百八十神を旧事紀は此神の子凡百八十神ありと見えしより多し子おはせし由を申所なる古事紀はハ我子お百八十神とあるべしなりかたは此神の子此數おはせしはありあはるべしなりすべし屬せし所の國神を奉てのささむしなるべし御屋前とハ前後はなりしとつふことのごとく廣きとハ細きといふのありしと見えしはこれの又の廣きをいひしは又その矛此長の尋許なるを以て此名とえしは倭武尊の東夷を征ししは古事紀は比々羅木之ハ尋許と賜りたりしなりとりふこととも古事紀はハ又えりき不足之八十限ハ百不足とハ八十とつふべきこの詞なる由は日本紀又えハ十八其地の深遠にして至り易はざるの謂なりと纂疏はハ又えり隈とハ出雲國意宇郡熊野山とさすなりは此所ハ素盞鳥神の神跡なりハ此神すくすの地にかくれ坐せしなりは叙日本紀はハ此神築神宮のやありべきと見えしはうごその神宮ハ此後又天神の詔にて造りたるせしれし所なりとドめこの神のみづらう隠きこまむし所ハあるべしなり

あゝにおひて二柱の神等天に還り上りて復命す古事記ハ武御雷神還奏りて復奏すと見えし經津主神のことハみえは是ハ此記ハ最初より武御雷神ハ天鳥船神を副つらうはされし高皇產靈神二柱の神を還しつらとあるせしは故なりハされ大己貴神又詔して今ハ汝の言を聞ふらう其理あり此故も更み條々にして詔す夫汝の知らんアラハニ顯露之事ハ我が御子も知らんぞ汝ハ長好り神の事を知らんべしなり汝は天日隅宮に住むべし今造り奉らんこと千尋の榜繩を結びて百八十紐ハナもせむ其宮を造る制ハ柱ハ長れつち高く太く板ハすれち廣く厚くせんまゝつゆらに御田作らん祭も請ふ所の農穀ハ茂

子實らんまゝ汝の祭祀とまらんとのハ天徳日命也と
 乃ち大己貴神報し天神の勅如此慇懃也敢て命
 之從まらんを申すまひすれり岐神と二柱の神
 薦てられ我子代りて仕奉らん我ハ此れを避ま
 りとのまひて身ヲ瑞のハ尺瓊と披て長くつれま
 けき汝の言を聞くと其理ありとハ大己貴の申した
 汝の知るハ汝の治ある所と露之事ハ人道也神事と
 讀で阿羅幡貳とハ神道也又えさる今日隅宮ハ
 ハちれりハ百丹杵築宮とれり今の出雲大社と
 いのこれ日隅宮とれり今の出雲大社と
 葦原中園西北の地ありて日浸る所の隅宮當れ
 り天、下造るれ杵築宮とありて日浸る所の隅宮當れ
 大神の宮造り奉るんと諸神亦参り集

ひて杵築しとすまゆゑ此名をえまるとええ多り千
 尋栲繩ハ栲樹のり前ニ注せり此樹の絲と以て繩と
 十條を結ひ合するあり百八十紐とハ其千尋の繩百八
 十のちといふにハあるは百八十神ハ十日なりりハ
 代巻抄又上古の時ハ宮室を造るに鉦とバ用ひたり神
 繩を以て縛へ造りてと名こり此説心得るんこれ
 ハ其宮地の廣く大きなることと農穀ハその案盛み
 えり御田ハこれら外ハミとの畧一ツ天徳日神ハ
 ふべき物なりこれら外ハミとの畧一ツ天徳日神ハ
 前又えり岐神ハ慕疏と道路をさつらさる伊弉諾神也二
 神の先導とせむむ急なりとえさる伊弉諾神也二
 國に至りたすむ時又投たはむ杖のなれる所を岐
 神といふ號して來名戸神といふ杖のなれる所を岐
 ち神名式出雲國意宇郡又都禰志呂神社ありこれ大
 己貴の杖代神披とハ此神の傳へ得られし所の瑞宝
 又瑞乃ハ瓊を披とハ此神の傳へ得られし所の瑞宝

とスルこも披とハ披衣之披のこしと纂疏も又えこ
 きバハいあへ云處の玉衣と披れしこととかくあると
 き一もしるべうらむべて五畿七道之國々ありて大
 已貴神といつき祭る所ごとくくにふるにいとあ
 うんこれ此國地主の神よて經津主神をれつち岐神を
 おち一ましをるのゆゑありて經津主神をれつち岐神を
 郷導となし周流る削平て命よ逆みそのをバ誅し歸順
 りのをバ撫ず日本書紀注并二神遂又耶神及び草木石
 といりとり星神香が背男のこなり倭文神建葉槌命と
 つららにをれつち服をぬ倭文神の歸順するをり草
 とつよとええこり邪神とハ國神の類をいふありて
 木石之類とハいれゆ其青人草の類をいふありて
 星神香々背男ハ國神の名とええきり一説ハ天よあ
 る所の惡神ともしうとて倭文神ハ旧事紀ハ天よあ
 文造の祖天羽槌神とえゆ纂疏ハ葉槌神ハ常陸國
 倭文と出す地よ坐すゆゑに倭文神とつち倭文とハ布
 文と出す地よ坐すゆゑに倭文神とつち倭文とハ布
 もれりち今常陸國久慈郡倭文神社ハ此神を祭る所也

神名式小よるに大和國葛下郡葛木倭文よ坐す天羽雷
 神社ありこれまこの神を祭る所也とええこり又日本
 書紀注の一書ハ初天神經津主武御雷ホの神をて葦
 原中、國を平定しめられハ時二神申さく天よ惡神あり
 名ハ天津甕星といふ又ハ天之香々背男と名づくあり
 此神と誅して然後下り葦原中、國を撥ちんと請ふと
 又えをうさく異同あり故よこす附す此時よ歸順ひし首
 の前後と異同あり故よこす附す此時よ歸順ひし首
 渠ハ大物主神及び事代主神をりち八十萬神と天高
 市に集へて帥みん天よ昇りちの誠歎之至る事を陳も
 高木神大物主神よ汝とし國神と妻とせば我ち汝と
 疏心ありとちりち此故よ今我女三穗津姫命を以て
 汝よ配て妻とせむ宜しく八十萬神を領て永お我御子
 のためよ護り奉れと乃こちひて還し降したちひきに

天忍穗耳尊請奏されしによりて其御子饒速日尊と天
 降したまふこと旧事紀の天神天孫等の本紀に詳あり
 天璽ハ、オキツカミにハの所のものいほご詳ありハ十種瑞宝
 名瀛都鏡邊都鏡八握劍生玉死反玉足玉道反玉蛇比禮
 蜂比禮品物比禮ツクモをハりハ死反玉その訓ハ此天璽瑞宝
 オハ舊事紀によるに神倭磐余彦天皇の御時神武天皇
 鏡速日尊の子宇麻志麻治命天皇又獻られて後又大和
 國山邊郡石上神宮又藏められ石上大神といふ所の即
 此なり又鎮魂祭比ことも此瑞宝によりて始まる所也
 又見えたり三十二部の神等ハ旧事紀又よるに皇孫を防

きまゐるを待戦ふことのあるハ能く謀り治め平
 しめられ人こめに三十二人並又防衛となして降りぬ
 へくと見えたり天杵語山命名ハ手栗彦命又高倉下
 三十二人々々天杵語山命名ハ手栗彦命又高倉下
 在す時に天道比神を祀りて天鈿賣命天太玉命天
 生コヤネ屋命以上三神のり天櫛玉命鴨縣主ハの祖姓氏録又
 兒屋命前コヤネに見えたり天櫛玉命鴨縣主ハの祖姓氏録又
 り神名式大和国添下郡天田又坐ハ御魂の子と見え
 社といふ所の神をいつきまつる所なり天
 根命川瀬直ホの祖姓氏録又神魂命五世之孫天神玉命
 三島縣主天榎野命ホの祖天糠戸命此神のり天明玉命
 此神ハ伊弉諾の子也と日本紀注の一書又見えたり
 降りしと天村雲命天村雲命といふ所の多し旧事紀又
 又多底命といふをれり尾張連ハの祖也父の神と我
 又天降られしと詳なり

古事記 卷之三 一〇二

古史通 卷之三

饒速日尊天神御相の詔をうけたまひ天磐船に乗て天翔
りきまひて河内國河上の哮峯に降りまひしをたつら大
倭國鳥見の白庭山に遷り坐れその國神の女御炊屋姫と
娶りて妃と御子姪むことありいよと生れおれ時及
よ及ぶひて饒速日尊神去され高皇產靈神の命正以て
天速飄神降る来りてつひ天上に還り葬奉りた
天磐船ハ私記に磐といふハ堅磐之義也と見えたりと
れい天磐船といふハ天磐戸なりといふごとく伊
波といふ齋の字の意のおとぬるを神功皇后新羅
時に御船と天地山海の神を齋祭るを俗に阿麻能
伊波布祿といひて凡上古之俗に祿といふ

波といひ多くハ齋の義と見え天磐戸天之磐船天
津磐境天之磐座天之磐靴ホのたぐひこれなり
天翔りとハ東南の海を巡り行きゆふをいふなり
河内ハ古の凡河内國和泉國ホの地即今の河内和泉ホ
の國の地なり河上哮峯ハ哮の字讀むこといふるを
あまみんちも傳へたりと其處所も未詳神名式
に大和國平羣郡龍田坐天御柱國御柱神社とみえハ
此尊の天降りおせし始に建られし所とやある白庭
山未詳大倭國をれつら今大和國なり饒速日尊天磐船
よのりて大虚空をかりて行き是郷を巡睨て虚空見日
本國ハ是欽とのくまひと見えたり日本書紀にみえ
知も旧事紀の

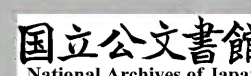
古史通 卷之三 〇二十一 一覽

文よふれて饒速日尊各づけけて虚空見日されば天翔り
 本國とのとよひしととるされまきり
 たりふ時又大空又えり山ありしを今あふ至りて
 又とよふ此國ハ彼山の外面ある所なりとの
 まひーやゑに耶麻登の國といふなりべー耶麻登とつふ
 ハまれり山外也舊説又或ハ山戸なりとつひ或ハ山
 跡なりとつふとむひ皆これ其本義合ざるに似たり
 旧説とハ弘仁私記序延喜開題記ホととらめ大倭とと
 て諸家の説とゆとひろくさしてつふなり
 日本ととるすごとき也皆是後代今字と假用也
 所なれむ假用ゆるとつふの字ハ古語の本義よふ
 よもあふんハ或問又えきりるるづー其國神の

女ハ舊事紀ハ長髓疾ハ日本書紀ハ長髓ハ邑の本號也と
 と又云と長髓疾ハ日本書紀ハ長髓ハ邑の本號也と
 炊屋媛亦名つけて長髓媛と鳥見屋媛速飄神降来る
 とつふを注せらまきり速飄神降来る
 古舊事紀よふに高皇産靈神饒速日尊と天降したま
 ひしのちに御あはれに怪しく思ひまふことありて
 速飄神ハ命し降しきほふ果しく饒速日尊神去り
 たりしハまねりち還り上りて復命す高皇産靈神
 哀泣くすひて速飄命とて其柩を天上に奉しめ日七
 夜七夜遊樂哀泣ちて葬斂りたりと又えり
 の俗ハ葬斂之時又或ハ七日七夜或ハ八日八夜啼哭
 し悲歎ふとあると又えり前又多し天稚疾の死せ

し時のみ四事紀より及えし所ハ八日ハ夜啼哭悲歌極り
ぬれたる古事記ハ八日ハ夜以て遊上と見え
りその遊樂むとは死せしむの神を樂すあるの義
にして哀泣ハその親戚の啼哭するのついでなり
速飄神ハ叙日本紀より日本書紀に及え疾風と
相同じと又ゆ疾風ハ風神也と纂疏より及えし此
説いづあるべきされハたゞこの時又使たりし神の
名はるべしと云は速飄命といふるされきりきたへ
神といへとも雷神とてハあ
る事のごとくなり
饒速日尊神去より時より其の妃コ命より汝の生む子ハ
男子なるも味間見命と名づるもし女子なるも
ハ色麻見命と名づけを言ひまゝの生むるは及びて日

子神より入坐しけ終はされり味間見命と名づけ申さる
その後より饒速日命其妃の夢にをしくまひり汝の子
我形見物のごとくまれり天璽瑞宝あり天羽々弓天
羽々矢あり神衣帯と手貫と三物とハ登美白庭村コ
葬飲て御墓作れとのまひり
味間見命ハ讀で宇麻志麻弥乃命より此命のことハ
猶下に見えたり形見物とハその人の物を見て其形を
見るがあとくなるの謂也天璽瑞宝ハ前に見えたりが
ちり天羽々弓ハ未詳天羽々矢ハ前に見えたり此弓
矢ハ饒速日命天降りたり時下所御物也神衣帯ハその

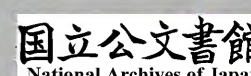


遺衣帶也手貫ハまれり射鞬也讀シ太沼岐とタヌキし倭名
 抄今いふ所の弓小守ハその遺制也此皇孫神去りてゆ
 ひ一後に其妃の夢をてへきまひ其御子ヲ傳へり
 し物共ハ後に果して天神御子の表物ヒルシキとなりき神武天皇
 之曰ハ其羽々矢と歩鞬カキとを足されしと饒速日尊の
 天神の御子なりととをえりめさるるの天璽瑞
 宝を得るありふり此皇孫の御裔と特ニ又まが
 寵異せられき其事ハ日本紀ホニ詳ちり
 に其柩とハ天ニ奉て葬斂られとまはしるバ御身ミは
 せらるり三種の物とりの國ニ葬斂しめりとてへバ
 黄帝の冢ニ唯有斂鳥在ヤ事ノあり列仙傳神名式
 又見え大和國城上郡ホ弥神社或ハ其神跡ミりも知

るべうん陸奥國宮城郡志津彦神社遠江國敷智郡津
 氣里神社又駿河國有度郡松城神社加賀國石川郡神田
 神社ホその國々の風土記ホより皆是此神をりつ
 き祭る所なり○初天神御祖天忍穗耳尊の御代として
 饒速日尊と天降しとまひしこと舊事紀ニ見え所ハ
 ちみえりんぐぢん然るに古事記日本書紀ホハ
 此事をえりこれホ日本書紀神武天皇の紀ニ終ニ天神
 之子櫛玉饒速日命と申す天降りませしとをえりさ
 きんどんつぎの天神の御子也とも見え允纂疏ニ
 ハちれ正統を尊少をりふ義也と見え其説心得るれず

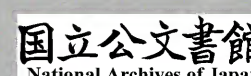
元々集ヨミル所々舊事紀ヨリ皇孫二人あり先
ニハ饒速日尊と降し後ニハ彦火瓊杵尊と降したマ
ヒしやう如此の委曲と載せしめて直に瓊々杵尊と降
しきまひしことハのこつふこと其理を盡さざるに似
たりと云るせり此説もつとも其謂あることハづい或
人乃説ニカハ舊事紀の説ニ據るバ饒速日尊ハ瓊々杵
尊の御兄なり其御子二人ハハしき天香語山命宇
麻志麻治命とつゆ是也瓊々杵尊ハ饒速日尊の御弟也
その御子と彦火々出見尊と申れ彦火々出見尊の御子
と鸕鷀草葺不合尊と申し鸕鷀草葺不合尊の御子を神

日本磐余彦尊イハレヒコノと申す即是神武天皇の御子なり然る
に神武天皇東征の日に天香語山命ハその神劔を獻る
事宇麻志麻治命ハ其外舅長髓彦神ニ據るむして官軍
ニ去てづいづいニ其傳るる所ハ天璽瑞宝と以て獻
るる饒速日尊の御子瓊々杵尊の御曾孫とその時を
かぞへせられしこと心得られんやれども古事
記ニハ其説を取らば日本書紀ニハ其説ニ據るれずと
又えしといふやをすて上古の事をまらうがごとく
まらうごとく覺るるがごとく夢見るがごとくみりて其
説とする所ことごとく信すべからずハ舊事紀古事記日



本書紀おに又云し所天、忍穗耳尊と申すハその實ハ素
盞烏神の御子也と申すハ其説相おれ然るに舊事紀
日本紀おに據る時大己貴神と申れも素盞烏神の御
子と又えこりさうバ忍穗耳尊並其御子瓊々杵尊と
大己貴神のその時を同く云々論むる
および古事記日本紀注の一書姓氏録おに據る時大
己貴神ハ素盞烏神六世の孫みくやいといえと
りり此説に據るハ素盞烏神の御子と其の六世の御
孫と時をわれどくまこゆふことありとも心得られ
ずと云ふべし又日本書紀の説に據るに神武天皇東征

の日に饒速日命其衆を帥りて歸順ふと又云古事記古
語拾遺おの説すこ是又われどその饒速日命と云ふも
の舊事紀より云し所の瓊々杵尊の御兄なるんハ其
御弟の曾孫と時をわれどくせられしことハ是又あり
とも心得られぬことなる其大己貴神の事ハ云々
おきて論せむ饒速日命の御ことハ舊事紀に又えし所
と以て徴とれむに似て此神天よりはせし時
天道日女命と娶り生たまひし天香語山命と申せしハ
神武天皇と其の時を同く云々いしは有べし
今世に傳ふる所の旧事紀の天孫本紀に又えし所ハ



天、香語山、命の下に分注して天降まり名ハ手栗彦命亦
 ハ高倉下、命と云ふさ收りハ或ハ關文或ハ誤写ありと
 又えとく按むるに饒速日命と共に天降られし御子の
 名ハ天、香語山、命と申れ天、香語山、命の子を手栗彦命と
 いひ手栗彦命の子を高倉下、命と云ふ此高倉下、命其神
 劍を以て神武天皇に獻られしなりされむ日本書紀
 也天皇熊野々荒坂津に至ります彼處に人あり號して
 熊野高倉下と云ふ此人夢に神劍を得て獻ててと又え
 たり然るに今世に傳ふ所の舊事紀ハ高倉下、命と
 いふと天、香語山、命の一名のごとくに注せしこと傳写

必ず誤き了なり又旧事紀ハ天、尾羽張、神のこども
 と云燖速日、神と云植速日、神と云稜威雄走、神と云
 然るに日本書紀ハ稜威雄走、神其子養速日、神其子燖
 速日、神其子武甕槌、神と又えたりあれも旧事紀ハ天、
 尾羽張、神と云多くの別名をいひせしこと注せられ
 しらども日本書紀ハ又えし所ハ父子相繼し世世の神
 名と云えたりきこれよりつぎと是とするをいひし神
 と云へとも或ハ一神と云ふ數名ありといひ或ハ一神と云
 の證とハ一名と云ふこと由相傳ふ所ハ異同あること
 又宇麻志麻治、命のちとも今世に傳ふ所の
 舊事紀天孫本紀ハ天、香語山、命、宇麻志麻治、命亦ハ
 味、間、見、命と云レ亦ハ可美真手命と云ふとみえたり
 其次ハ兒宇麻志麻治、命と云ふされその又云所
 據る天、香語山、命の弟宇麻志麻治、命と申せし所の兒

と云く宇麻志麻治命と云ふは似たりされど其文の重
復せり。と云くは其麻治と云ひ問見とい
ひ真手と云ひしは其音の相近として轉じ訛りたるの
に似たりとも舊事紀に據るに饒速日尊の神去りはせ
し時にその妃の命して汝の生しむ子男なりん。と云
問見命と名づけよと言ひしを又えこれハ饒速日の御
子ハ味間見命と申せしことハ。と云くは。と云くは。と
味間見命の子を可美真手命と申し可美真手命の子
を宇麻志麻治命と申しけり。と云くは。と云くは。と云
美真手命とも云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云

るべし。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云
おに宇麻志麻治命を以て饒速日尊の御子なりと云
されし。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云
を天御中主尊と稱し。その後高皇產靈尊は代りて
る。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云
や。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云
稱し。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云
語拾遺ハ。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云
き。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云
髓彦の妹御炊屋姫と娶り。と云くは。と云くは。と云くは。と云くは。と云



本書紀の神武天皇鳥見の長髓彦と戦ひてオヒリ時
に長髓彦使してむらし天神の子天よ又降り止りて
を號して饒速日命と申し奉るべし吾妹三炊屋姫と要
りてつひに御子ありてその名を可美真手命と申すとい
ひ送りし由をさるされしその三炊屋媛の名ハ長髓媛
亦鳥見屋媛といふや注せしれりさるる天降りま
以饒速日尊にその妹をよめさせしもの神武天皇と
たかひまぬるせし事も心得るまぬこと似たり日
本書紀に據るに鳥見といひ長髓といひハ並に地名
りて長髓といひハ鳥見之邑に屬せし地なりといえ

まう此地名によりてその國神をもせ々相襲て鳥見彦
とも長髓彦とも稱せしなるべし舊事紀によりに初り天
降りて饒速日尊の妃となされしやこの長髓彦の
妹の名ハ御炊屋姫と申せしことこれまゝとてよべ
かゞゞその後神武天皇とたかひまぬるせし長髓彦
や申せしもの妹ハその名を長髓媛とも鳥見媛とも
つひにたるべし古事記に登美毗古の妹登美毗賣と
るせしものまねりて此也諸書に又えし所を併せて推
考ぬきバのづかひ疑ふべし又くまぬべき所
りたに似たり凡そ上古の神聖其號多く又くまぬ



